



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川 崎 市 役 所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市事務分掌規則規則及び川崎市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則(第74号)…………… 3051

◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第75号)…………… 3051

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第76号)…………… 3053

◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第77号)…………… 3053

◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第78号)…………… 3053

◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第79号)…………… 3053

◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第80号)…………… 3056

告 示

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定(第508号)…………… 3056

◇住居表示を実施すべき区域(第509号)…………… 3056

◇道路区域の変更(第510号)…………… 3056

◇道路の供用開始(第511号)…………… 3056

◇対策目標値の設定(第512号)…………… 3056

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に基づく臭気指数の算定の方法(第513号)…………… 3057

◇自転車等の撤去と保管(第514号)…………… 3060

◇国民健康保険被保険者証の無効(第515号)…………… 3061

◇定期予防接種の実施(第516号)…………… 3061

◇予防接種の業務を行う医師(第517号)…………… 3061

◇定期予防接種の実施(第518号)…………… 3074

◇予防接種の業務を行う医師(第519号)…………… 3074

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第520号)…………… 3074

◇小規模水道及び小規模受水槽水道の指定検査機関の指定(第521号)…………… 3074

◇道路区域の変更(第522号)…………… 3074

◇道路の供用開始(第523号)…………… 3075

◇自転車等の撤去と保管(第524号)…………… 3075

◇道路区域の変更(第525号)…………… 3075

◇道路区域の変更(第526号)…………… 3075

◇道路区域の変更(第527号)…………… 3076

◇道路の供用開始(第528号)…………… 3076

◇居宅介護サービス事業者等の指定(第529号)…………… 3076

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定(第530号)…………… 3077

◇居宅介護サービス事業者等の廃止(第531号)…………… 3077

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第532号)…………… 3077

◇道路の供用開始(第533号)…………… 3077

公 告

◇一般競争入札の執行(第473号)…………… 3078

◇一般競争入札の執行(第474号)…………… 3079

◇川崎都市計画道路の変更の案の縦覧(第475号)…………… 3080

◇川崎都市計画地区計画の変更の案の縦覧(第476号)…………… 3080

◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第477号)…………… 3080

◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第478号)…………… 3081

◇開発行為に関する工事の完了(第479号)…………… 3081

◇一般競争入札の執行(第480号)…………… 3081

◇開発行為に関する工事の完了(第481号)…………… 3082

◇開発行為に関する工事の完了(第482号)…………… 3082

◇都市再開発法に基づく事業計画の変更の認可(第483号)…………… 3082

附 則  
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第76号**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第43条第27号を次のように改める。

(27) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)

第70条第1項第1号ア(イ)中「及び第22号」を「、第22号及び第27号」に改める。

第79条第2項第25号を次のように改める。

(25) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から21の項までを1項ずつ繰り上げ、20の項の次に次のように加える。

21	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
----	-----------------------------

別表第15ふっ素及びその化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
-----------------------------	----------------------	--

別表第16塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に改め、同表備考第3項第28号中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に改める。

附 則  
(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の

日以後に行われる第70条第1項に規定する調査(以下「調査」という。)について適用し、同日前に行われた調査については、なお従前の例による。

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第77号**

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「又は相模原市長」を「、相模原市長又は横須賀市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第78号**

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年川崎市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「市民税」を「市町村民税」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第79号**

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。